

指 名 停 止 業 者 一 覧 表

No.	業 者 名	指 名 停 止 期 間		適 用 条 項	区 分	指 名 停 止 理 由	決 定 日	
1	日本ハイウェイ・サービス株式会社	令和8年5月27日	～ 令和8年11月26日	6ヶ月	第2条第1項 別表第2の5(独占禁止法違反行為)及び第4条第3項	指名停止	当該業者は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為(不当な取引制限の禁止)を行っていたとして、令和8年4月22日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	令和8年5月27日
2	株式会社竹中土木	令和8年7月13日	～ 令和8年8月12日	1ヶ月	第2条第1項 別表第2の10(その他不正又は不誠実な行為)	指名停止	当該事業者の社員は、「近畿自動車道高架橋の耐震補強工事」において、令和7年8月5日に発生した労働災害に関して、協力会社と共謀し、労働基準監督署に事実と異なる報告をしていたとして、令和8年6月10日付けで羽曳野簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により略式命令を受けた。	令和8年7月13日
3	協和テクノロジズ株式会社	令和8年7月27日	～ 令和8年8月26日	1ヶ月	第2条第1項 別表第2の10(その他不正又は不誠実な行為)	指名停止	当該事業者の社員は、登録に係る点検の結果を偽って通知したとして、近畿総合通信局から令和8年5月19日付けで、電波法の規定に基づく行政処分(業務停止命令及び業務改善命令)を受けた。	令和8年7月27日
4	イオンディライト株式会社	令和8年7月27日	～ 令和8年8月26日	1ヶ月	第2条第1項 別表第2の10(その他不正又は不誠実な行為)	指名停止	当該事業者及びその社員は、社員が法令で定める資格を有していないのに玉掛けの業務を行ったとして、労働安全衛生法違反により、令和7年12月15日に伊那簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。	令和8年7月27日